鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会・第２回第3部会会議録

日時　平成24年７月24日（火）13:30～15:00
場所　鳥取市市役所　本庁舎4F 第3会議室
出席　木下委員(部長)、池本委員、藤田委員、山本委員　小谷委員(欠席)
障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、中央保健センター主任、
中央地域包括支援センター主査、人権推進課長補佐、同左係長、同左主任

部会開会（13:30）

事務局　それでは時間になりましたので、始めます。
本日の司会進行は、部長にお願いします。
前回は、障がいのある人の人権問題が途中までとなっていたため、本日はその続きから行います。本日の配布資料について、説明します。

事務局　本日の次第をご覧ください。本日は「第二回目の部会開催」となります。第1部会から委員と委員から資料が提出されています。第2部会は、女性の人権問題で、内閣府の資料を男女共同参画課から部会に提出しています。
当第3部会は、委員と委員より、資料2と資料3として提出されています。資料3の委員からの質問については、中央保健センターよりの回答と素案に対する修正があります。

事務局　それでは、部長に開会挨拶をお願いします。

部長　この部会は3回の予定で開かれているので、3回で終了できるよう皆さんのご協力を宜しくお願いします。

事務局　前回の会にて配布しました「A3の資料」を基に、検討をお願いします。前回、障がいのある人の人権問題について話し合いが行われていますので、ここから続けてお願いします。
それでは部長、進行を宜しくお願いいたします。

部長　それでは早速検討に入らせて頂きますので、ご協力をお願いします。
前回は、3の障がいのある人の人権問題の（2）施策の推進方針の白マル2番目の文章が宿題となっていた。これは委員からの質問事項であったものです。
本日配布の資料2の委員から提出されているもので、「市民に対する福祉教育を推進し、障がいを持つことへの理解を深め、共生社会の実現を図ります」との提案内容は、「幼少期からの・・・・」文章に変えて入れ替えるという意味ですか。

委員　はい。とても漠然とした表現ですが。

部長　この会は、基本方針を出す会議だと考えているので、具体的にああしよう、こうしようというも

のを出す会ではないので、方針が決まれば良いと私は思っているが、どうでしょうか。
　2番目のマルの「幼少期からの・・・・・促進に努めます」の文章を全て削除して、ご提案の「市民に対する・・・・実現を図ります」というのはどうでしょうか。

事務局　文章中の「障がいを持つことへの」との表現については、障がいは持ちたくて持っているものではないとの考えもあることから、変更できるのであれば「障がいに対する・・・・」または「障がいのある人への・・・・」という表現に変更できればと考えるので、「障がいを持つ」という表現は避けたほうが良いと思います。

委員　どの様に表現していいのか良くわからないが、障がいを持っている人に対しては既に持っているので抵抗感は無いと思う。でも、「障がいのある」にしても、障がいのあることを認めてしまう、いろんな考え方もある。

事務局　新聞などでは「障がいを持つ」という表現はしていません。

委員　新聞ではなく、鳥取市ではどういう表現をしているのか。

事務局　鳥取市でも新聞などと同じで「障がいのある」という表現です。

部長　今回の部会ではなく前の会のことだが、「障がいを持つ」という発言をされた委員さんがあり、そこでも「障がいのある」に訂正をお願いした経過がある。私も以前にクレームを付けられたこともあり「障がいのある」と言う表現のほうが良いと考えます。

委員　それが良いというので統一したいということになれば折れますが、それは障がいのない人の感覚のように思う。

事務局　障がいのある人からみても、障がいを持ちたくて持っているわけではないという意見もあります。

委員　まあ、それぞれいろんな意見がありますしね。

事務局　この件は、あえて「障がいを持つ」という表現にされなくても良いと思います。この文章の後のほかの中でも「障がいのある」という表現を使っていると思うので、ここだけ「持つ」という表現にされなくてもよいのでは・・・・。「持つ」と「ある」という表現にこだわられるのであれば、最初にも言いましたが「障がいに対する」などの大ぐくりな表現にされてはどうかと思います。

委員　前回、福祉教育ということについて発言したと思いますが、議事録にもその議論が記載されていなくて、それに関して何か調べてくるとか、何かありませんでしたか。福祉教育をどう捕らえるのかということについて。

事務局　　調べてくることになっていましたか。

委員　　では、福祉教育をどのように捕らえているのか。

事務局　　その時の話では、生涯教育的なものとしてとらえるとして了解があったもの思います。幼少期から行っていくものとして認識しています。

委員　　であれば、それを詳しく教えてください。

事務局　　学校教育の中に福祉教育と言う言葉があって、それをやっている訳ではないです。福祉に対する教育と言うか概念的なもので、具体的にこういうものというものがはっきりとあって、それを謳ってある文面ではないと思います。福祉に対する教育で、少し大雑把な言い方ですが、それを生涯学習的な観点から、子どもの時から大人になってからも、ずっと続けていくような認識の文章だったと思います。

委員　　漠然としていて、何も規定もないところを福祉教育と言われても・・・・。何か決めてほしい。何か決めると言うか、子どもに対する教育ではないですね。子どもに対するものだけではないですね。大人になってからもということですね。

部長　　巾が広くて、規定も何もできないと言うことでしょう。

委員　　限定しなくても良い。その福祉教育というものを、折角なので鳥取市としてどのような形で行われるのかを教えてほしい。そこの場でとか、教育現場でとか、何かしら基本的な何かを。

事務局　　障がい者計画では、福祉教育の推進としての取組みとして、独居老人との交流、地域の清掃活動、花いっぱい運動の実施、特別支援学級児童・生徒との交流及び共同学習の実施、校内就学指導員教職員研修の実施など、各層においての取り組み項目があります。これが全てではないが、このようなものが主なものとして挙げさせてもらっており、これを基に福祉教育と考えてもらえば良いのではと考えます。

委員　　ここにも記載してあるが、国の方は一部障がい者基本法が改正されているということで、その中身は少し前にざっと読んでみたが、具体的に何か障がいがありながら生活をしていくというか、生きていくための権利の保障を確保していくことが謳われていたと思うが、何か手伝うなど漠然とした援助とかではなく、福祉の観点ではないというと変だが、具体的に障がいのある人でも仕事がしたい、勉強がしたい、そこに住みたいなどが出来るための具体的なものをやっていかなければならないと思う。ここに出されている方針というのは、それ以前に作成されたものですね。

事務局　　そうです。

委員　　だからそれだとなんとなく弱いと言うか、努めるとか努力していきますというだけで施策が終わってしまいそうな気がするので、きちっと権利の確保とかの言葉に変わればいいと思う。

事務局　　ここで言われている障がい者基本法（昭和45年）は、おっしゃるとおり昨年改正されています。昭和45年の基本法が変わったのではなく、新たな内容が追加されて今の基本法となっています。

今の市の障がい者計画は平成26年度までの取組みです。改正された障がい者基本法の内容を反映させた内容に変更するとすれば、平成27年度からの計画に反映させることになります。今の平成26年度までの障がい者計画の中で、改正後の障がい者基本法を活かしたものを取り入れていくのは当然のことですが、すぐの、障がい者計画そのものを改定していく訳ではありません。趣旨的には改正された基本法を読み込んだような計画で行きたいと考えています。基本的な考え方をもち、施策・項目自体は変わらないが、根本的なところを乗せたような計画・施策をやって行きたいと考えています。

委員　　これは10年と聞いているが、そこに載っていないとやらないのか。

事務局　　この計画に載せている施策は全然やらないという訳ではなく、必要なものはやっていくことになりますが、その中で、以前の計画を変えていないので変わっていないということです。

委員　　鳥取市障がい者計画というものをざっと聞いていてあまり良く理解できていないが、これは学ぶこと、何を・・・・。何の計画ですか。もう一度教えてほしい。

事務局　　いろんな面で障がい者に係る計画です。

委員　　障がいのある人たちをどのように支えようとしているのか。

事務局　　障がい者計画は、障がいのある人の福祉をどのように向上させるかという計画で、障がいのある人の施策の基本的な方向を示す計画です。その中には、啓発・広報、生活支援、保健・医療、教育・育成、雇用・就業、生活環境、情報・コミュニケーションという項目があり、それぞれの具体的な施策が計画されています。先ほど言いました啓発・広報というところで、福祉教育の推進が図られるようになっています。

委員　　結局はそのようなことではいけないのではないかというのが、改正された障がい者基本法の中に入っていたと思うが、結局は権利の保障というところを進められるような障がい者計画となっていなければならないのではないか。

事務局　　基本法的にはそうなっているかもしれませんが、障がい者計画自体が変わっていないのです。

委員　　障がい者計画自体を変えてほしい思います。中身もこれを機会に。
啓発したりすることも大事だが、結局は啓発しても権利が保障されないと、そこに置かれている人達の・・・ということなので。差別をなくするための人権尊重の社会づくりということになると、やはり権利がきちっと保障されている状況が全ての人になくてはいけない。そこから外れてしまいがちな弱者の人達に対して、どのような施策を考えるか。その中の一つが啓発で終わらないようにしてほしい。

事務局　　啓発も必要なことであると思います。

部長　　これは各部会全ての項目に当てはまることではないかと思います。方針として一つ挙げておけば良いのではないか。その後の施策うんぬんは行政のほうに任せておけば良いのではないかと思う。一つひとつ追求すると広がりすぎると思うがいかがでしょうか。

委員　　挙げてないので、挙げていただけると嬉しい。

部長　　それでは元に返って、第3章か2章か1章か判らないが、元に返って入れてもらわなければならない。個々の障がいのある人の人権問題の施策推進方針のところに入れても、個々のものになる。全部が適用されることになる。生存権、就労権、その他等と私は思います。
今度は病気に係る人々などについても、必ずこの言葉を入れなくてはならなくなる。
この生存権等があるのだが、就労権は就労権で良いのだが。鳥取市にも障がい者相談支援センターというのがあって、各種相談や就労相談とかを鳥取で3箇所委託されている。

事務局　　就労相談とか生活相談とか、色々な相談を行っています。

部長　　具体的には、そのようなことを行っている。何も書いていないので知らないというような鳥取市ではないとは思うが。

事務局　　部長が言っておられるように、大きなところで方向性を含めさせていただいてはいかがでしょか。

部長　　全部に掛かってくると思う。3部会だけだと全てに掛かってくると思う。
少し前に帰り、今の委員さんの新しい2行について、事務局が言われたとおり、「障がいを持つことへの理解を深め・・・・」は、「障がいがある人への理解を深め・・・・」とか、「障がいに対しての理解を深め・・・・」とか、少し変更したほうが良いのではとのアドバイスがあったが、いかがでしょうか。

事務局　　「障がいのあることへの・・・・」ではどうでしょか。

部長　　賛否を取ると言うわけではないが、「障がいがあることへの理解を深め、共生社会の実現を図ります」という文章でいかがでしょうか。皆さんがうなづいておられます。委員さん、宜しいで

すか。それでは、「市民に対する福祉教育を推進し、障がいがあることへの理解を深め、共生社会の実現を図ります。」という文章を、前回のA3の書類の（2）施策の推進方針の白マル2番の現在の文章を全て抹消し、先程の一部修正した文章を入れさせていただくこととします。これで、この項は大体終わったと思うがどうですか。

事務局　前回の宿題であったところは、以上だったと思います。

部長　それでは、次に行かせてもらいます。
29ページ中の22ページの7．病気にかかわる人の人権問題というところで、これは前回、委員さんが出しておられるもので、A4版の平成24年7月24日付資料3です。
ここの（10）現状の課題、そしてその文章の6行目から8行目までを変更してほしいと。

委員　病気に係る人の人権については、委員さんが出席できるときに検討してほしいとのことでした。質問は出されているが、実際の協議は委員さんがいらっしゃる時にするというのが前回の話でした。

部長　それではこの項は後回しにしょう。
続いて29ページ中の26ページ。刑を終えて出所してきた人、罪や非行を犯した人についての検討をお願いします。

事務局　2部会では、「本市が平成23年度に実施したヒアリングの結果」というところは、削除する方針でしたので統一して削除いただきたいと思います。

部長　本市が平成23年度に実施した・・・・の4行ですね。

事務局　一番初めに頃にも、委員からも表現がおかしいとの話がありました。

部長　と言うことだそうですけども。この部会で残すということも統一した方が良いのでは。

委員　障がいのある人のところもですか。

部長　これは、途中に入れるということになった。

事務局　前回は、文面の中に二段書き目の「しかし、障がいや障がいのある人に対する・・・・」という文面のところに入れ込む形になりました。「なくなったとは言いがたい現実があるのも事実です」の後に、「本市が平成23年度に実施したヒアリング調査の結果では、共に暮らしやすくするために、人々の意識の中の障壁を取り除く必要があるということが判りました。」と記載することになりました

部長　それでは、これは生かしましょう。

委員　　多分、伺うことができましたというか、それで終わっているので、聞いて何が問題であるかを残してあったら、誰も何も言わない。障がいに関することを沢山ヒアリングしてあるが、色々な問題があり、ああして欲しい、こうして欲しいという要望が出ているにも関らず、具体的にこれがいるなと思われることが鳥取市の施策の中に見受けられないという現状があり、具体的なところまでは入れなくてもいいが、全てに事において実態調査なりを何年か置きにやっていかなければ、今やっている施策で良いのかどうか、市民の意識の変化がどれだけあるのか等、色々なことが判らないまま同じ事をやっていてもいけないので、今回のヒアリングを実施した事実を載せていることは悪くないと思う。言い回しというか、文章表現を考えなくてはいけない。これからも取り組んでいくという意味だと思う。

部長　　今、言われているように、「本市が平成23年度に実施したヒアリングの結果・・・・」から4行については、とりあえず削除すると・・・。後の文章関係については、内容的にいかがですか。

委員　　抹消しない。

部長　　抹消しないのですか。それなら入れるのですか。

事務局　　今は障がいの方ではなくて、どちらの方ですか。

委員　　「刑」の方です。

部長　　入れるのであれば、全部入れなくてはならない。でもこれは全部統一した最終的な統一が必要ではないか。3部会は入れるけど、2部会は外しますではいけないのではないか。

委員　　ヒアリングした結果は、結局、改善されていないというところですね。

事務局　　「刑」の方は、医療や生活面でのフォローの必要性等記述していますが、聞取りの状況は、職が無いので繰り返し罪を犯してしまうという実態をお聞きしました。出所したが、今は不景気で職がみつからない。前歴がある方については、なかなか雇用してもらえない。更生保護給産会に入所している間は良いのだが、半年間などの入所期限があることから、そこを出られるとまた刑を犯しての繰り返しが多いと聞きました。

部長　　財団法人で、このような支援をしている所がある。

事務局　　給産会の計画を聞いたところ、施設を大きくするといった計画があり、法務省への補助要請を行っているそうです。

委員　　補助というかフォローの必要性等というところを、その必要性を感じたとか必要性が判ったなどということを記載すれば良いと思います。削除してしまうのはどうか。折角、沢山の事を聞き取ったものを全部削除すると言うことですね。

事務局　　2部会の方でも、これはあくまでも方針なので、それはそれとして聞き取ったものは別冊資料としてまとめ直そうかという提案を2部会でもしています。給産会に対する補助というのは、建物を建てる場合は大きいが、定例的なものは何百万円という話ではないので、主に啓発と考えています。

部長　　施策の推進と記載されているので、偏見・差別意識を解消するため、啓発・意識啓発を推進するということであり、方針ですから特に細かいこと事まででなくこれで良いのかなと思います。今の抹消する・しないの文章については、最後に全員が集まったところで統一するようにしましょう。それでは「刑を終えて出所した人の・・・・・」のところの後の中身については、文章的には宜しいですか。宜しいですね。（異論の声はなし）

それでは次に進みますが、とりあえず進んで、何かあれば3回目の会合があるので、そこでまとめとさせてもらいます。

それでは、犯罪被害者とその家族というところに入ります。ここも同じく、現状と課題の最後の4行は保留とさせてもらいます。

最後、全員集合のときにまとめるということにします。

それでは両カッコ現状と課題の（2）施策の推進方法について検討願います。

現行では、平成12年、その後に平成16年、平成20年に関係法令が入ったということですね。それで長文になったということのようです。

委員　　施策の推進方針で、犯罪被害者支援を推進していくネットワークはいいかと思うが、施策の要望を見ると、色々新たな手だてが必要なことが記載してある。今現在されているもの以外にも、新しく何か必要な取組みをしていくことを書き込まなくて良いのかと思う。被害者支援の推進の中に入っているのですかね。具体的に色々書いてありますよね。鳥取市の中には、そのような体制ができているのかどうか。聞き取り内容を活かしたというのが配慮されていくと考えたら良いのか。

事務局　　方針、総合計画、実施計画等で取り組んでいく流れと考えてもらえればと思います。

部長　　今から聞かなくても良いと思うけれど、これで決まったらまとめるときに、何かこのような件はこういう所に相談しなさいというような場所や電話番号などの一覧が載せられるのですよね。

事務局　　一覧表というか相談窓口を掲載しています。今でもホームページで紹介しています。

部長　　それでは、今のところは文章的にはどうですか。

特に無いようでしたら、次に行っても宜しいでしょうか。（特に意見なし）

それでは、最後から2ページの27ページの「性的マイノリティー」のところです。

委員　　質問です。施策の推進方針の中に「関係機関と協議し」となっているが、この関係機関とはどこになるのか。

事務局　　実例としてニュースにもなった松江市の例ですが、男性であるけども女性と記載した国保の保険証の件があったように、鳥取市だけでは判断できないことから厚労省に相談するなどにより、保険証への記載事項について関係機関と連携して行こうという意味です。本籍とか色々な証明を取る時の性別記載はほとんどなくなってきているが、性的マイノリティーの方については抵抗があると思うので、そういった場合の資格証明の記載は市だけで判断できないことから、関係機関へ相談・許可を得ながら進めていくという意味です。

委員　　これは、連携して正しい認識や理解を深めるような啓発に努める。啓発を努めるに当たっての関係機関というか啓発を行うのは、鳥取市ではどこになるのか。

事務局　　人権推進課です。

部長　　3～4年位前になるが、話を聞いたことがある。名前は忘れたがある男性の方で、今はテレビにも沢山出ておられる方もあるが、偏見を持ってはいけないということでした。

委員　　それは自分の意思とは関係なくて、脳の中がそのようになっているという障がいである。

部長　　生れた時からの脳の障がいであることから、小さい頃から偏見・差別を受けてきたのではないか。このようなことは止めましょうという事で、人権問題に当然なる。
その他、ご意見はありますか。

委員　　実際、性的マイノリティーの方の話が聞けていないという事で、これで良いのかどうか判らないし、これで良いと言っていいものか。でも鳥取で活動されていた方が、鳥取を出て行かれたということにどのような理由があったのかは判らないけど、その方以外にも、多分、沢山いらっしゃると思うが、結局そういう方達の意見が出せるような、例えばこういうところが生活しにくいとか、こういう偏見・差別を受けていると感じてしまうとか、いろんな意見を出せることができ、生活がしやすいような方向に持っていかなければならないと思う。声が上がってこないから問題はないではない。なかなかこのようなことを施策の推進方針の中に出していくのは、具体的には難しいですかね。

事務局　　今おっしゃられるように、人権問題の課題のような問題になると、カミングアウトされている方でなければ聞けないところがある一方で、カミングアウトされている方が判らないということがある。カミングアウトするとそこでまた差別を受けるかも判らないというところがあって、なかなか表に出にくくなっているところが問題なのかなと思います。
今回、大阪の人権啓発相談センターの広報に、本人がカミングアウトされていて、こういう性的マイノリティーの課題について、当事者の方々で啓発を進められているという情報があったことから、そちらの方に一般論的な話で、このような問題についてはどの様なことが問題となるのかについて聞き取りさせて頂いた経過があります。この基本方針の部分についても、どちらかと言えば一般論的な話であり、鳥取市独自の課題として疑問が絞り込めていないものがあるかもしれませんが、問題は問題としてあることを認識の基に挙げていったほうが良いと考えます。

委員　　参考に、精神保健センターの先生によると、性的マイノリティーの方の色々な相談にのっていて、タイプがあるようです。3パターン位の性的マイノリティーのパターンがあると聞いたことがあります。もし、具体的な内容を入れてはどうかとかの場合には、相談業務にかなり携わっておられることから、もっと踏み込んだことについても参考となるような助言かどうか判りませんが。補足です。

部長　　文章的にはいかがでしょうか。今の性的マイノリティーの件も全て人権となるので、共通の考え方が出てくると思いますので、この文章で行けるようであれば行きたいですが、追加の文章があればどうぞお願いします。
そうしましたら意見がないようですので、この項は終わりにして次にいかせてもらって、パワーハラスメントのところに入らせてもらいます。どんどん意見を発言してもらわないと、私もこれで良いのかなと思いながら進めさせてもらっています。

委員　　施策の推進方針で、正しい認識の普及と啓発という、パワーハラスメントという事に関しての正しい認識の普及というのは、具体的にどういうものが正しい認識となるのか。何を普及しようとしているのか。市民の理解を得るために、家庭・地域・職場などで正しい知識の普及というのは、何を持って正しい認識とはどういうものか。

事務局　　パワハラの意味で、職権乱用によるいじめへの気づきであったり、「それ、パワハラだよ」と勇気を持って言えるようにするものです。

委員　　パワハラというものの認識をされている方もいるが、認識の甘い方もいることから、ちゃんと「それ、パワハラだよ」と認識してもらえるような取組みですね。

事務局　　市に相談に来られるのは、市でも手に負えないものが結構あります。労働局とか県とかに相談しながら対応していますが、こういう方はいろんな方面に相談されていようです。

部長　　我々には微妙でしょう。仮に私が「ん」と言っても、相手からそう言われればそうでしょうし。こちらが気づかずにものを言ったり、ふれたりするとしたら。

事務局　　パワハラを受けた側がどう感じたかが問題になって、同じ様な態度をとっても、人によってパワハラを受けたと感じる人もあるし、そうでもない人もいます。

部長　　具体的な事例を挙げて、検討していかなければならないかな。

委員　　情報収集や調査・研究を行いというのは、どこの機関が行うのですか。

事務局　　市の中の専門的な調査・研究機関で人権情報センターがございます。また、県にある人権文化センターも研究を行っていて、考え方とかそういうものを。市としては、主にそこから情報収集

を行っています。

委員　　その報告を受けて施策を考えていくことになるのですか？

事務局　　例えば、「それ、パワハラに当たるよ」といった今まで気づかなかった部分があって、これも該当するということを周知しています。

委員　　パワハラをした人に対する認識とか、気づきというのは、労働局に相談するのか。

事務局　　パワハラは労働問題・人権問題であり、労働局が対応されるものです。市には限界があり、啓発を行います。労働局は、行政指導を行う権限があることから、事実関係がはっきりしなければ判らないところがあります。一方の話だけではなく、双方の話を確認する中で判断していかなければならないので、労働局やみなくる鳥取という専門機関があるので、そこと連携を取りながら進めていくことになります。なお、一義的には、市が窓口となる場合もあります。

委員　　法務局でも任意に調査して、パワハラに対する啓発を行っています。明らかに双方の話を聞かなければならないし、企業でも研修を行っています。

事務局　　企業でもハラスメントの研修を行っており、市に対する研修の依頼は、セクハラ・パワハラが一番多く、企業は研修を義務付けられています。

委員　　セクシャルハラスメントは、女性問題の方に入っていましたか。

部長　　女性の人権問題の方です。いかがでしょうか。文章的、内容的にはどうですか。文章的にこれで良いということになれば、本日欠席の委員さんにも事前勉強してもらって、3回目の会合で検討することとしたい。

事務局　　資料の中に、委員からの質問事項に対し、中央保健センターの回答で、病気に係る人権問題のところで修正させてもらいたいです。委員は本日欠席ですが、中央保健センターに説明していただきます。

事務局　　委員からいただいている「ハンセン病・・・特殊・・」というのがあって、「特殊」とはどういう意味合いなのかという質問を頂いています。これは特別な動きという意味で記載しているのではなく、昔、国の方が隔離政策を取っていた時代には、病気の原因自体が良く判っていない状態で、ハンセン病が不治の病であったり、遺伝病ではないかとの扱いを受けたがための隔離政策や誤った認識の元に行われた政策であったことが、その当時はすごく恐ろしい病気という扱いを受けていたことで「特殊」という記載をしたもので、中央保健センターとしては「特殊」という表現がそぐわないということであれば、文章に沿った表現の仕方に変更していただけたらと思います。

また、(2)施策の推進方針の②の最後の表現が「相談窓口を設けます」となっていますが、専

用の窓口を設けている訳ではないので、「相談を受付けます」の表現に変更してもらえればと思います。

部長　　本分を少し訂正したいと言うことですね。

事務局　　そうです。

部長　　「相談を受付けます」と変更ですね。判りました。皆さん、この件については宜しいですか。
それでは22ページ、7の「病気に係る人の人権問題」の(2)施策の推進方針の白マルの2番目、最後の方の「相談窓口を設けます」を「相談を受付けます」と修正したいとの提案です。
7. 病気に係る人の人権問題の1項目になりましたが、次回にしますか。

事務局　　次回の日程で、8月23日(木)は、皆さんのご都合はいかがですか。
それでは8月22日(水)の午後、場所は別途連絡いたします。
財団法人鳥取市人権情報センターから、鳥取市差別のない人権尊重社会づくり協議会に対して、人権情報センターが新公益法人に移行するので、協議会から評議員を1名お願いしたいと昨日要請があり、会長に相談した結果、会長職ということで承諾いただきました。その報告を、各部会に知っておいて頂きたいとのことでした。
任期は4年で、協議会の会長任期は平成25年11月までですがが、変わられたらその時に交代するものです。
人権情報センターの評議員は、来年4月1日です。ただ、登記は県の認可が下りれば1ヶ月以内に行うので、暫定期間が、例えば10月から来年3月まであるが、その間を含めて評議員ということになります。

部長　　それでは次回は8月22日(水)の午後、場所は後日連絡と言うことで、万障繰り合わせで出席をお願いします。それで7番目の件は、委員の出席のもとにやっていきたい。何もなければお開きにしたいが、何かありますか。

委員　　7番の件に関する意見みたいなものは、事前に提出ですか。

事務局　　事前に事務局にいただきたい。できたら2～3日前の遅くとも20日の月曜日までにお願いします。

部長　　それでは次回、お願いします。今日はどうもありがとうございました。